

第十回 参議院地方行政委員会會議録第四十八号

昭和二十六年六月二日(土曜日)午前十一時二十五分開会

本日の會議に付した事件

○議員派遣要求の件

○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

お諮りいたします。過殿国と地方の間における事務の再配分その他につきまして調査のため議員派遣の要求書を議長宛に提出いたしましたところ、議院運営委員会におきまして希望が outcome として、三班で、一班の人数は二人以内ということにしてもらいたい、ということであり、四人は三班は三班ですが、四人は、こういふふうにしておつたものから、訂正をしまして申出なければならぬことになりました。そこで同時期に出ます公職選挙法の調査派遣とダブらないようにして、もらいたいということで、それでそのほうでお出になる方と分けて、お譲り合いを願いたいと思ひますが、一応急ぎますので、第一班、つまり北海道、秋田班、これは西郷君と中田君、第二班は安井君と岩木君、これは島根、廣島、愛媛であります。それから第三班は熊本、鹿兒島、これを高橋君と相馬君、こういふことをお願いしておきたいと思ひます。日にちはまだきまつておりません。日にちは七日以内、遠いところは十日以内ですが、こちらは皆遠方に入つております。十日

で要求したいと思ひます。
○吉川末次郎君 いつ頃立つのでございませうか。

○委員長(岡本愛祐君) これはなお各班で打合せして頂きたいと思ひます。五日から月末の間ということですが、それじや一応これで出しておきますから御了承願ひます。
〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 次に警察法の一部を改正する法律案につきまして審議を行ないます。

○吉川末次郎君 先般たび／＼私が申上げて非常に皆さんのお耳障りの感を与えていたと思つて恐縮であります。が、名称の問題につきまして国家地方警察に文書を以て御回答願ひ、それが昨日我々の手許へ届けられたのであります。それから又これは我々立法府の内部の問題であります、委員会の専門員の中に同様な調査を委員長を通じてしてもらつたことを願ひしまして、これ又昨晩遅く専門員から私の部屋に届けられました。武井、福永両専門員の名を挙げてここに文書が参つたのであります。昨晩受取りまして、その両方の文書をちよつと見ただけであり、一応こういふ御返事があつたということだけを御了承申上げることになつたと思ひます。併しなからこの機会に専門員の諸君の文書を見まるといふと、その内容は国警側の文書の抜萃に過ぎないところのもの

ありまして、これを私の手許に届けられたる福永専門員にもその節、昨晩大分申上げたので、ここでは繰返して余り声を大にして申上げるようなことは差控えたと思つておられるのであります。併し専門員の調査報告については、一委員といたしまして非常に不満足であるというところを結論的に申上げておきたいと思つてあります。で、言うまでもなく立法府は行政府に對立いたす關係にあるのでありますから、国会の我々の最高の相談役であり、又日本全体といたしまして、その管掌事務についての最高の第一流の権威者でなければならぬところの人が、その行政組織の上において、憲法上對立の立場にあるところの行政府の調査というものを抜萃して、そうして立法府の議員に配付し、これを調査報告に充てるというふうなことは、何のためか、立法府のそうした専門員を置かれておるか、全く意味をなさないと申すのであります。で、言葉の、英語の問題につきましても同じことを書いて来ておるのであります。即ちヴァーレンダイン、オランダの日本警察制度の改革についての報告書の原文と照応して、そうしてそれについての調査の検討をしてくれというところを言ひましたのに、国警と同じようなことを書いて来ておられますから、そのヴァーレンダインの調査報告書の原文は見えてくれたのかと尋ねますと、それは見ない、そうして国警に聞いたというふうな返事であり、そんな

ことでは何の意味をなさないのでありまして、どんなにしてでもオリジナルな資料を得て来るという努力を、国警から離れてオリジナリーにしてくれられるのでなければ、立法府の権威にづこにありやということ、私は不平を言いたいのであります。又そのときも実は私は個人的にも言つたことであり、あなたがたがやはり、こう言うことは悪いかも知れませんが、この間の公聴会でも出た言葉でありますから使つて頂きますが、旧内務省の官僚であつたから、立法府の議員というものに親近な念を持つよりも、先ず自分の古巣であるところの旧内務省官僚である国警の諸君に對して伺いを立てるようなことを考へるといふことが、それが日本の政治上における、そういうもの考へ方が欠陥であるばかりでなく、地方行政の面においてもそういう考へ方を立法府の人が扱ひし、一擲するのなれば、これは私見を以てすれば、断じて日本の地方行政の民主化はあり得ない。日本の地方行政の従事者という者は、今日各地方庁及び中央を通じて数十万いると思ひます。それが旧来からの旧内務省の官僚諸君の考へ方が戦前と同じように、今なお同じ考へでそれを完全に支配している。それが日本の地方行政の当面している最大の欠陥であつて、言を弁すれば常にそういう旧内務省官僚の諸君の感情を刺激するやうな言を私が言うが、あえて私たちの面談し、親近して

諸君は、個人的には実に尊敬すべき紳士であり、又優秀なる素質を持つた人であるということについては常から非常に尊敬の念を持つて私は對しているのであるが、併しなからむしろ意識的に、それらの人の考へ方を刺激するやうな、反感をそそるやうな言を私は意識的にいたしております。みづから、その数十万の地方庁の公務員、その他の地方行政の従事者の頭を支配している、そうしてそのリダー・シツプを握つておられるところの旧態依然たる旧内務省の官僚諸君に意識的にその反感をそそるやうな、官僚イデオロギーの打破ということを第一義の地方行政上の問題として、機会あるごとに私が言うことは、全く私が一政治家として現下の日本が当面している政治上の病弊を矯正して、殊に地方行政における最大の病弊を治療したいという、一片激々の憂國の至誠にはかならないこと、を繰返して申上げておきたいのであります。そうして我々が調査をしてきて、そうして我々が調査をしてきて、それを言つと、オリジナリーに立法府の立場で獨創的な調査研究をするのでなしに、自分の元の古巣の者に伺いを立てて、そうしてその意見を待つて来る。そうして向うの文書を抜萃して我々の手許へこんなものを出して来るというやうなことは、全くナンセンスであるばかりでなしに、私どもが平素言うところの、地方行政最大の欠陥を治療せんとするところの、現下当面

る日本民主主義の育成のためにも、最も悪い考えと同調しているものであるということ、個人的には甚だ失礼でありましたが、言を極めてその諸君にも言つたのでありますが、繰返してこの言を私は速記録に残しておきたいと思つておりますが、どうぞそういう点について十分お考え直しを願つて、立法院の調査はそんな行政府の調査の抜萃のようなことで事足りるものではない。独自の見識と独自の見解を以てやらなければ意味をなさぬということをおの機会に申し上げておくものであります。若し何か答弁せられることがあるならば、答弁して頂いても結構であります。

なお附加えて國警側から提出せられておりますところの書類に、私がMPという言葉を……以前たび々我々に警察制度の説明に求められたときにMPという略称を非常に使われた。これは国家地方警察についてはNRPという言葉を非常に使われて、NRPは言うまでもなくナショナル・ルーラル・ポリスであるが、MPという言葉は何の略称であつたかということについての調査の文書を受取つたのでありますが、即ち私が申すような意味においてのMPは、ミニシブル・ポリスという意味でMPと言つた場合がありますと、私が問題にいたしておる点を、ほかのことも書いてありますが、肯定された返事がこゝに來ておるといふことをこの機会に申上げて速記録に残しておきたいと思つております。

○委員長(岡本鑛祐君) ほかに御質問ございませんか。

○中田吉雄君 私たび々欠席しました、会期も差迫つて大変恐縮ですが、

一つ重複するところもあると思つて、若干質問をお許し願ひたいと思つて、先づ大橋法務総裁にお伺ひしたいことは、この法案は現下の治安の状況から見れば、現行法の改正を要する点を最終的に現段階において改正されたものであるかどうか、この法案の通過を心から望んでおられるかどうかという点であります。なぜかというところをお尋ね申上げられるかと言いますと、自由党におかれましては、二十六日の総務会におきまして自衛治安対策要綱を決定されたわけでありまして、その内容につきましては時間がありませんので申上げませんが、国民の自主的な立場からこの自衛治安の万全を期するために国会に常任委員会を急設する、この常任委員会は國警、自治体、特警、海上保安庁、出入国の管理、警察予備隊等の事項を所管する、更に専任の所管大臣を置く、内閣に國家保全調査庁を置く、或いは國警、自警の能率を向上し、その調整を図るために國家公安委員長は國家安全大臣の兼務とするというような極めて広汎な、確かに現在におきますところの治安に関するいろいろの盲点を取上げられたような、総合的な治安自衛の対策が総務会で二十六日に決定されているわけでありまして、御存じのように憲法の第六十七條によりまして、内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決でこれを決するということになつて、今国会に出されましたところの警察法の一部改正法案といふものは、吉田内閣の警察法に対する改正案であると同時に、自由党の治安に対する基

本的な考えが政策的に集約されたものであると思つてわけですが、我々が相当長期間に亘りまして漸く審議の最終段階に入る頃に、自由党とされましては、このようにいうより更に広汎な警察制度の改正案を出されるということ、は、一体奈辺に真意があるかどうかというところ、我々としては十分その真意を捕捉することが非常に困難なわけでありまして、或いはこの警察の事務の担当者いろいろ要請されるから、もつと根本的な改革があるのだが、まあそういう切なる要望に應じて、大橋法務総裁の政治力を示すために、内閣を説得してこゝまで持つて來られたのではないかと、少くとも今思われるわけでありまして、少くとも今回出されたものは、吉田内閣の警察法の改正案であると同時に、我々としては、これは自由党の改正案であるといふふうにもなるわけでありまして、総務会が二十六日に突如として治安担当の専任大臣を置くということを含むところの広汎な改正案を出されるということ、これは、国会の現在の審議に対する或る意味では冒瀆ではないかとすら思つて、そのうちで我々は甚だ遺憾の意を持つわけでありまして、少くとも総務会がこういう決定案を新聞に公表される段階に至りますに當つては、所管の専任大臣であられるところの大橋法務総裁にこの問題について相談をされ、或いは指導的な役割を果たしたと想像してもいいと思つて、大橋法務総裁のこの要綱の決定されるに至ります関係、それに対してどういふ關係をお持ちであるか、更に法務総裁とされましては、このたび出されたような改正案が一応こゝで国会を通過いたしましたとしても、直ちに又このよう

広汎な改正案を国会に出される意思があるのかどうか、これは大体現下の治安の諸情勢からして、自分の現段階としては或る意味では最終的な改正法案であるという二点につきまして、お伺ひしたいと思つております。

○國務大臣(大橋武夫君) 中田委員の御質問にお答え申上げます。政府といたしましては、今回提案いたしました警察法改正案は、現段階におきまして最終的の措置と考へております。第二に、この法案に對しまして私が衷心より成立を望んでおられるかどうかという点の御質問につきましては、私といたしましてはその通り通過の一日も速かなることを希望いたしておることをお答え申上げます。なおこれに関連いたしまして、二十六日の自由党総務会において採択されました治安対策について御質問があつたのでござい

ますが、自由党といたしましては、治安の問題は今日最も重要な問題でございまして、党を挙げて研究をいたしておることは申すまでもないのでございまして、総務会におきましては、決定しては、党としての政策の採択ではなく、党の政策を検討する一つの過程に過ぎないのでございまして。私といたしましては、まだこれを党の政策として受取つたこともございませぬし、この審議に當りまして、私の側から特に意見を述べたこともございませぬ。ただこの審議の過程におきまして、治安の現状に関する説明をいたしたことがありますが、併しこの対策の樹立につきまして特に私として意見を申述べ、又は政府の側から意見を申述べたことはございませぬことを附加え

○中田吉雄君 そうしますと、只今の御答弁によりまして、この治安、犯罪等の状況についての報告はしたが、この立案についてはそういう参画はされてないように申されたのですが、いろいろ具体的な條項の中には地方自治体、國警、總司令部と調整がついて、この最終案がまとまるまでに、我々にかなり具体的に話されたようなことがかなり具体的にそのまゝ繰返されておるようなことがたくさんあるようでありまして、とにかく御關係はなかつたのですか、こういうことにつきまして……

○國務大臣(大橋武夫君) 内容として取上げられておられることは、今国会の初めに當りまして私の希望として構想しておる事柄を申上げました。それと或る程度似通つておることがあるかも知れませぬ。併し私といたしましては、その後各方面の情勢を総合いたしまして、現在提案いたしておられる程度を以て警察法改正の目的は達し得るものである、又最初考へておられる程度まで行かずとも、この改正案を十分工夫をいたして運用に努めますならば、必ずや今日の段階において治安の目的に適ひ得る、こういうふうにおきまして、今取上げられました治安対策について特にさうな意見を持つたことはございませぬ。

○中田吉雄君 現行警察制度を改正する前に私は考へて見なくてはなりません。マッカーサー元帥の書簡に基きまして新しい警察法ができて、面期的な改正がされた当初のいきさつを、その當時を振り返つて見ることは非常に問題の所在をはつきりするではな

いかと思われ、丁度私の事を申し上げて恐縮ですが、昭和二十二年鳥取県の県会議長をしましてその翌年でしたか警察法を改正されました、国家地方警察と自治体警察が分離されましたが、そのときにどういふいきさつと混乱が自治体と国家警察の中にあつて、そしてそれが依然として今日に持たれて居ることが、私は非常にこの治安の状況に對処できないところの大きな原因ではないかといふことを考へるわけでありまして、その当時の状態を申し上げまして、これに對します大橋法務總裁のお考えを承りたいと思つてあります。

それは警察制度が改正されました際、当時の警察部長がこれに對しました態度といふものが、依然として従来の警察国家當時におけるようなあいつの考へを持ちまして、マツカーサー元帥の書籍に基くところの警察の民主化と地方分権に對する十分な理解を持たずに對処いたしましたために、人材の配置、備品の配分等につきまして國警優先、國警第一主義を強力にとりまして、私はそれが今に至るまで改められないことによつて警察機能を非常に阻害しておると思つてあります。當時の状態を申し上げますと、部長は先ず全体の警察官の能力の調査をやりまして、そして全部優秀な警察官を國家地方警察に持つて行く、そしてこういうことを申し上げましては大変恐縮ですが、非常に素質のよくない人を自治体警察に持つて行く、そして備品のごきものも有無を言わずにトラックを持つて來まして強奪するよるな態度で金庫や備品を持つて行きまして、これ

が鳥取県でも非常に大きな問題になりましたが、そういうよるな國家地方警察第一主義、優先主義が人材の面に強力にとられまして、その後の人員の補充等によりましてはこの出奔當初における欠点が依然として除かれないうことが、私は非常に大きな原因であらうと思つてあります。御存じのようにその当時の警察財産といふものはこれは地方公共団体の財産でありましたので、その財産を議會の承認なしには自治法に抵触いたしましたので、國家地方警察が取上げることに非常に問題になりまして、新しい配分計画を立てて議會の承認を経て、そういうふうな移管の手續をとつたわけでありまして、とにかくその当時の優秀な人材は挙げて國家地方警察に持つて行く、自治体警察に關しては二流、三流以下の、警察官としての素質と能力に十分でないよるな人を持つて行つたことが、現在その後の人員の補充等で十分補えない、このことが私は非常に大きな原因を持つて居ると思つてあります。そして自治体警察の人の一日も念頭から離れない問題は、自分たちが國家地方警察に對しまして劣等感を抱いて居るといふ蔽いがたい事実でございます。ああいう生命の危険も顧みず治安を維持するといふよるなことは、自分の職務に對する優越性と十分な自負心がなくては私にはやれないと思つて居るわけでありまして、そういう人員配置をとりましたために、どういたしても拭うことのできない劣等感を抱いて今日に至つて居ます。このことが私は非常に大きな痛をなしておると思つて居るわけでありまして、こういう点におきましては東京の警視庁、大阪の警視庁

等におきましてはそういうことがありませんので問題にならない。この点につきましては私は田中警視總監、鈴木警視總監等は、弱小自治体警察が持つて居る悩みといふものは大都市の自治体警察の長の人には十分にわかつていないと思つて居る。東京や大阪でありましたら、そういう人員配置がありませんから、この精神上の差別感といふものはありませんが、府県の自治体警察におきましては、これが鈴木さんや田中さんが考へられる以上に今に至るまで拭うことができないといふことがありまして、こういうことを改めずに、私は今出されたよるな法案が無意味だと思つて居る。マツカーサー元帥の書籍に基いて改正された、その出奔の當初に對してつと持込んで居るところのこの問題を解決せずして、いろいろ警察法の改正を二、三いたしましたも、十分目的を達成することができないのではないかと思つて居るわけでありまして、私は鳥取県におきまして直接その當時のことをよく知り、四カ年間、分れた以後の動きをつぶさに見まして、今に至るまでそういうことが拭われないことがこの治安に對処することのできない非常に大きな原因と思つて居るわけでありまして、これにつきましては法務總裁は、このたびの改正でそういう出奔當初に持込んだところの欠点が拭えらると思つて居るかと、このことについて御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫) 警察法実施當時のいろいろな御経験について非常に貴重な御所感を承つて感謝する次第であります。この中で最初にお述べになりました自治体警察創設當時の

國家地方警察と自治体警察との間の備品等の配分の問題でございます。このことにつきましては警察法の附則の第九條に規定がございます。この法律施行の際、又はこの法律施行後新しく市町村が警察の責に任ずることになつた場合に、現に警察の用に供する都道府県財産又は國及び都道府県の所有に屬する物品は、國家地方警察に必要なるもので、市町村警察に必要なるものを無償でこれを市町村に譲与する、この規定をいたしてある次第でございます。當時物品の配分におきましては、國家地方警察が多少優先的な扱いをしたよるな感じがあつたといつた結果さうに相成つたと存じます。これは當時の規定から出るとしても或る程度止むを得なかつたのではないかと思つて居る。それから特にかようにいたしました自治体警察から國警が備品等を引上げましたあとにおきましては、約百億からの備品費に對する國庫からの調弁費に對する補助をいたしておるわけでございます。この点はなおそれが不十分であるといふことはあり得るかも知れませんが、取扱の方針としては止むを得なかつたと、かように考へております。

次に人員の配分の問題でございます。國家地方警察に優秀な人を選び、自治体警察にそうでない人を押付けたよるな感じがすると、こういう点をお述べ頂いたでございますが、當時の人事の方針をいたしましたのは、何分にも職業の問題でございます。このことがこれは妥當な措置である、こういう考への下に一応は配置をいたしました。

その一年間は特に國家地方警察と自治体警察との間に人事交流の途を開きまして、この間に本人の希望によりまして、大體今日の配置は、當時の本人の希望が主になつてそういうことに相成つておるといふ点が或る程度あると、こう存するのでございます。併しながら原因は如何なるところにありませうと、その当時の人事のやり方に基きまして今日自治体警察において劣等感を抱くといふよるなことがありまして、このことは警察法の本旨から考へまして、又治安の要職にありまして警察官の地位といふものから考へても誠に遺憾に存するところでございます。國家地方警察において何らかさよるな感じを惹起することについて原因があつたといふならば、これは國家地方警察においても將來十分に反省を加へまして、速かにさよるな感じを払拭するよるに努力をいたすべきであると、かように存する次第でございます。

○中田吉雄君 いろいろよるな感じもあつたよるな話ではありますが、これは實際事実なんです。私はよく、その名前は申しませんが、部長からあなたはどういふ方針でこの人事の再配分をやられ、公安委員をどういふよるな方針で選定されるかといふことを申しましたときに、いろいろ調査した結果があるから、それに基づいて國家地方警察を第一にして優秀な人材を挙げてそちらに持つて行く、ところがその人は警察部長をやめまして、幸か不幸か大阪の自治体警察の今相當な地位に對して

おられるわけでありまして、當時と現

それその宿舎も必要であります。又職員員の官舎等も必要でありますから、私どももいたしましては、広過ぎて利用がでないというよりは、むしろあれでまあ、必要な施設は十分賄うのに丁度くらいであろうと、かように考えておる次第であります。東京の管区学校は御承知の通り敷地は相当広うございまして、あの一つの区切りをもらいましたために、更にあれを縮めるといふわけにも参らなかつたという理由もありません。今後考えております施設等を考えますと、必らずしも膨大に過ぎると思えないと考えております。併しながら全国の他の管区学校から比較いたしますと、東京が一番大きいのであります。あれの半分或いは三分の一程度のところもあるのであります。今各管区学校の坪数は記憶いたしておりませんが、東京はずば抜けて大きいといふことだけを申し上げておきます。なお学校の生徒につきまして、自治体警察から来ている職員よりも国家地方警察の職員のほうが成績がいいという御意見でございましたが、或いは平均いたしますとそういうことにもなるかと思ひますが、併し警察大学なんかの卒業生にいたしましたも、優秀な成績を以て卒業いたしました者の中に、例えば一番、二番という者は自治体警察の者も相当多く優秀な成績をとられるのであります。かような点から見まして、一概にさように自治体警察のほうが劣等であるというようなわけには参らないかと考えております。自治体警察の職員に教養にも全力を注いでおるので、その点を御了承願ひたいと思ひます。

○吉川末次郎君 それに関連してもう一つお尋ねしておきたいと思ひますが、現行法上の自治体警察で、例えば東京警視庁のごときは九段であります。が、私見に行つたことはありませんが、警官の養成のための学校を経営いたしておることでもありますが、この設備内容のようなものは、管轄があなたとは違つてありましようが、御承知であるならば……、あなたも警視總監をしていらつしやつたこともおありになるのでありますから、一つこの機会に比較してお話を願ひたいと思ひます。それから他の自治体警察で、大きな自治体警察と同様にさういふ警官のための学校を持つておるところがあるだらうと思ひますが、さういふ実例を願ひたい。それから全体を通じてたゞ、この委員会でも私も申し上げ、他の委員の諸君からも出ておる言葉であります。今度の改正案が、やはり国家地方警察と自治体警察との官制的な細張り根性がどこかにあるような臭いが非常にする。さうして自治体警察の細張りを狭めて自分たちの細張りを拡げて行こうというような觀念が伏在しておるといふように、我々は十分あるように考えておるわけなのであります。この警官の養成、教育というやうなことにいたしまして、自治体みずからが東京の警視庁のように学校を経営して教育するといふやうなこともできるだけさういふことを行く、さうして小さな自治体ではそれだけの能力がなければ、自治体警察連合団体もあることを行く、そこでさういふことをやつて行くといふやうな方向へ、警察法の精神からして全体的に、国家的な立場からリードして行く必要

があるのじやないかと思われるのであります。が、さういふことについてこれは大橋法務総裁が総理大臣代理としての立場でお答えを願つても結構であり、又国警長官にも御意見がございりなるかと思ひますが、お二人からそれぞれさういふことの必要の有無、又さういふことについて今日までどういふ努力をしたか、実績があるかといふやうなことに一つ御答弁が願ひたい。

○政府委員(警視庁長官) 只今自治体警察の学校を持つておるのは……、初任教養現任教養と両方を持つておるのは警視庁だけでございまして。警視庁は新たに採用いたしました警察官の見習生を自分の学校でやつておられます。又現任教養もやつておられる。巡査部長までの現任教養を自分の学校でやつておられます。その学校は今おつしやいました通り九段にあるわけでありまして。この学校設備は東京都の国家地方警察の学校に比しまして、私は警視庁のほうが設備等立派なものがあると、かように考へておられます。それから大阪におきましては警察官の現任教養は大阪の警視庁でやつておられます。初任教養はまだ国家地方警察のほうで委託を受けてやつておられますが、近く自分のほうでやつておられることがあつたり聞いておられます。そこでそれ以外の自治体警察は、すべて初任教養は国家地方警察で委託を受けてやつておられます。それから現任教養も国家地方警察のほうで委託を受けてやつておられるわけでありまして。そこでこれらの自治体警察又はその連合体でやらすといふことについて意見はどうであるかといふお尋ねでございますが、これには一つは財

政上の問題があると思ひます。両方でそれ／＼同じような設備を持つていふ場合に、その適当なる数に達するまで、これを小さく分けて両方に持つていふことは、財政上の負担も非常に多くなると思ひます。これは併し財政面でも解決のつく点と考へておられますが、先ほど中田委員からありましたか、石川さんでありましたか、御意見がありましたように、国家地方警察の警察官もそれから自治体警察の警察官もできるだけ一つのところで教育を受けるということは、将来お互いに緊密にやつて行こうといふ非常にいい雰囲気をつくり出すものと考へておるのであります。初任教養から全部国家地方警察と自治体警察と分けて参りますと、その間の親密性といふものが警察官相互の間に失われてしまふといふ点があるかと思ひます。併し国家地方警察でこの教養を引受けるといふことになると、国家地方警察的な見地からばかり教養をするのではないか、都市警察、市町村警察に又独自の教養面もありはしないかといふ疑問も起つて来ると考へますが、現在の方針として、できるだけ自治体警察の持つ特性にふさわしい教養も必要でありますので、さういふ意味から自治体警察の警察官の幹部のかた／＼に教養面を手伝つてもらつて、単に講師として来てもらうといふだけではないことに、事実上手伝つてもらつていふことには、講師にも来てもらうといふことには、十分に留意をしながら教養をやつておる次第でございます。

○吉川末次郎君 大橋法務総裁に御答弁願ひします。

○国務大臣(大橋武夫君) 只今大橋警視長官から申上げたのであります。が、自治体警察の警察官の教育について、自治体警察の連合体において自治体警察だけの教育施設を持つていふ問題でございまして、私はそのやうなことに一つははむろ望ましくないと申します。さうでなくともなか／＼、国警、自治体のお互いの対抗的な気持というものがあつた場合に、今日この双方の気分を多少融和するに役立つておることは、共通の施設によつて共通の教育を受けておるといふ、この感じなのでございまして、私はむしろさういふ感じを持ち得る機会を外すといふことは、反対の効果のほうが強くはなれないか、さう考へるのであります。やはり国警、自治体双方とも教育についてはできるだけ共通の施設を、共同の施設を持つていふことが望ましい、又いふ／＼な意味におきまして、特に大きな自治体等におきましては、完全であります。大抵の自治体におきましては国家地方警察と十分な協力をしなければならぬ場合も多いのでございまして、できるだけ双方の気持を融和して行く機会を持つていふ意味におきまして、むしろ今日のように自治体、国警、双方を一緒に教養して行くといふことが望ましいことである、さういふやうに考へておるわけでありまして、勿論この教育施設の運営に當りまして、経営者であります。国家地方警察が、国家地方警察本位の運営をいたして参るといふやうなことになる、これは好ましくないのであります。只今申上げたやうな効果

を挙げ得るような運営の仕方をしてもらう必要がある。これがために必要がありまするならば運営の実際に当つて、自治体の当事者の代表が或る程度参画して行くというようなことも将来の問題として研究すべき問題である。こう考へる次第であります。

○吉川末次郎君 大橋総裁の御答弁承りました。私達はやはり自治体警察は自主的に協同組織によつて教育機関を持つという方向へ少くとも現段階においては進めて行くことを考へて行く必要があると突は考へておるものであります。大橋総裁の御答弁によりまして、そういうことをするならば、さなきだに自治体警察と国家地方警察の警察官とが対立的な意識を持つということを激成して行く憂いがあるとおつしやるのであります。実地検査をいたしましたので多少そういうことも聞かされて来たのであります。むしろそれよりも対立的意識を、仮に自治体警察の出身の警察官があの学校において持つという事は、やはり先般来たたび／＼申上げておきますように、国家地方警察の者が自治体警察よりも優位のものであるという昔からの観念を私試しておらないという事に対する私は反感がそういうことをなさしめておられると、こういうふうな考へておられます。而も先ほど来御質問いたしましたように、ほかの有名なる総合大学といえども殆んど類例を見ないような五万何千坪というような大敷地を持つておるところの大きな学校が、国家地方警察の人を中心としてそれが經營せられ、そしてそういう教育が、自治体警察出身の警察官の学生生徒に教育をいたしているということが、国

家地方警察の自治体警察に対する優越性の意識というものを、その学校教育の間においていやが上にも私は植えつけておいて、従つて今大橋法務総裁が言われたところの兩者対立意識の醸成の原因に私はなつておると思ふのであります。併しながらこれは意見の相違であるかも知れませんが、これ以上そのことにつきましては質問いたしません。これもそれに関連して一つお尋ねいたしておきたいと思ふのであります。あの学校を実地調査いたしました。戦後における警察行政及び戦後における警察行政の対象とするところの教育、それは主にアメリカによつて指導されたものであります。学校の校長その他の経営者も私たちに話したのであります。実に終戦前の日本の警察に比べると、その裝備であるとか或いは犯罪的な現実にあるとか、そういう実際の現実に警察行政の面においては、もう昔に比べて隔世の感があるくらい科学的であり、又進歩的になつたという事を数名の学校の当局者が私たちに話をいたしましたのであります。私も實際その通りであると思ふのであります。ところがその改正案を御提出になつておられますところの精神の潜在的な観念として懐たわつておられますところのものは、アメリカの示唆によつて改正せられたところの日本の警察制度、現行新警察法に対するところの不信任の念が、又そういう言葉を使いますが、旧内務省官僚諸君の非常に強い潜在意識になつておられることを私たちは看取せざるを得ないのであります。そしてその淵源するところは、これもたび／＼、言つたことではあります。日本の旧

内務省官僚その他の諸君というものが、自分たちが大学の学生であつたときに教つて来たところの第一次大戦前の旧プロシヤ王国の憲法と結び附くところの古いドイツ行政法学、古い帝政時代のドイツ公法学によつて教育されて来た、それは全く新憲法の精神を蹂躪し、又新しい憲法の精神に基づくところの英米式の、殊に米國式の警察制度の精神と反立するところの、一切の國家観念、法律観念の上に立つたところのものであります。これを私試し、これを学問的にも教育的にも日本の國民から、又今日警察行政その他の行政を担當している官吏の頭から拭い去るということが必要なことで、基本的にはこれは公法学研究の根本に遡つて、日本のそういう行政法学を相変らず昔の第一次大戦前のドイツの行政法学を保持している各大学の旧式の行政法学をその教壇から放逐して、その誤りを訂正することから私は始めなければならぬと思ひますが、これはむしろ學問上の問題になりません。併しながらその実地検査をいたしました結果でも、實際行政上の面においてはもう隔世の観があるくらい終戦後の警察行政は進歩したものになつておられるのであります。ところが必要なことは、行政の實體そのものが、アドミニストレーション・イット・セルフであるにかかわらず、英米には特に行政法学というものはないのであります。ドイツにはそういう行政法学がある、それをそのまま皆さんたち……と言つて大變失礼であります。旧内務省官僚諸君が学校で習つて来て、もう世の中が變つて来ているのに頭の切替へができないで、やはりそういう行政法学ばかりやつて警察行政に當つていて、その進歩した警察行政のものには余り深い関心を持つていない。私は日本の警察行政と、この警察法提出の、國警を中心とする旧内務省官僚諸君の基本的な弊弊というものを痛感する意味において我々は先般来い／＼申上げておるのであります。その問題について大橋法務総裁はどういうふうに考へておられますか。

○岩木哲夫君 先ほど竹中委員より、昨日の委員会におきますお取決めの実情等に鑑みて質疑を打切られることを要望する動議が出されたと思ふのであります。委員長はこの採択の可否を問はずして、各質問者の挙手に對して、吉川委員の質問をお許しになつたのであります。それも非常に結構と思ひますが、やはり秩序を立てて頂きたい。昨日の委員会において、高橋委員より、どなたでございませうか、大體遅くとも一時ごろまでに仕上げるよう希望條件に對して、社会党のかたがたもこれを了得されて今日の委員会となつたと考へます。よつて質問はま

かりやつて警察行政に當つていて、その進歩した警察行政のものには余り深い関心を持つていない。私は日本の警察行政と、この警察法提出の、國警を中心とする旧内務省官僚諸君の基本的な弊弊というものを痛感する意味において我々は先般来い／＼申上げておるのであります。その問題について大橋法務総裁はどういうふうに考へておられますか。

○委員長(岡本愛祐君) 只今動議が出ましてそれに対して賛成がございまして、動議は成立いたしました。先ほどは竹中君から質疑打切りの動議が出たのですが、賛成の声が聞えませんでした。だから質疑を続行したのであります。今度は岩木君から質疑打切り、續いて討論採決すべく動議が出ました。それによつて安井君の賛成がございまして、よつてこの動議は成立いたしました。よつて質疑打切りの可否につきましては採決をいたします。質疑打切りを可とせられるかたの起立を願ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 八人でありませう。八対六であります。従いましてこの動議は成立いたしました。これより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らか

り共同で警察を維持する町村が、「
に、「当該町村警察吏員」を「当該町
村にかかる警察吏員」に、「国家地方
警察」を「全国村落警察」に改める。
第六十九條の改定規定中「国家地
方警察」を「全国村落警察」に改め
る。

附則第三項を削る。

附則第四項中「市町村警察の職員
である者が、当該市町村において警
察を維持しないこととなつたことに
伴い」、「第四十條第三項の規定に
より共同で警察を維持する町村が警
察を維持しないこととなつたことに
伴い、当該市町村警察の職員である
者が、「国家地方警察」を「全国
村落警察」に改め、「市町村の」を削
り、同項を第三項とし、同項の次に
次の一項を加える。

4 他の法律中「国家地方警察」と

あるのは「全国村落警察」と、「自
治体警察」とあるのは「都市警察」
と、「国家公安委員会」とあるのは
「全国公安委員会」と、「国家公安
委員会委員長」とあるのは「全国
公安委員会委員長」と、「国家公安
委員会委員」とあるのは「全国公
安委員会委員」と、「国家地方警察
隊」とあるのは「全国村落警察隊」
と、「国家地方警察本部」とあるのは
「全国村落警察本部」と、「国家
地方警察本部長官」とあるのは「全
国村落警察本部長官」と、「都道府
県国家地方警察」とあるのは「都
道府県村落警察」と、「国家地方警
察都府県本部」とあるのは「全国
村落警察都府県本部」と、「都道府
県国家地方警察本部」とあるのは
「都道府県村落警察本部」とそれぞ

れ読み替えるものとする。
附則第五項から第七項までの規定
中「都道府県国家地方警察隊長」を
「都道府県村落警察隊長」に改める。
附則第八項を次のように改正す
る。

8 行政機関職員定員法（昭和二十

四年法律第二百六号）の一部を
次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

5 警察法第四十條第三項の規定
により共同で警察を維持する町
村が警察を維持しないこととな
つた場合においては、第一項の
規定にかかわらず、当該町村に
かかる警察職員を、予算の定め
る範囲内において、全国村落警
察の職員として置くことができる
ものとし、この場合における
職員の定員は、政令で定める。

以上であります。我々のこの法案に

対して考へておられます意見につきま
しては、質問の過程におきまして我が
党所屬の委員からの質問のうちにも
一端が今日までいろいろな形において
表明せられて、或いはその外観に
ついてはすでに御了解を得ておる点も
あるだろうと思つております。で、
基本的な立場といたしましては、我々
はこの修正案を提出いたしました理由
は、警察法の前文にその根本精神が規
定されておられます。現行警察制度の
根本原理とも言うべき警察の地方分権
と警察の民主化の精神をば飽くまでも
尊重いたしました。これを擁護し、飽
くまでもこれを育成して行くというこ
とが、我が日本の国民生活の民主化達
成の極めて重大なことであると考へま
すので、このような観点から今回の改

正案に對しましての我々の修正案を提
出すわけなのであります。
修正の第一点といたしましては、い
わゆる現行法上に規定されておらず
る国家地方警察と、又同時に現行法上
規定せられる自治体警察というものは
制度上は相互に独立し対等の地位を持
ち、或いは又お互いに補充的な立場に
立つて行かなければならないものであ
ると私は考へておるのであります。然
るにいわゆる国家地方警察がこの現行
法上規定の自治体警察に對しまして
いろいろな点において優越したところ
の地位を持つものであるかのごとき誤
まつた觀念が、警官の間にも又国民の
間にも一般に行われておりますがため
に、この警察法の前文規定の基本精神
であります警察の地方分権と民主化
の根本精神の理解が十分に徹底して
おらないところの憾みが少なくないと考へ
ておるのでございます。そこで私たち
はこのような誤つた觀念がどこから生
じて来たか、いろいろな原因が教えら
れると思つておりますが、その最も
大きな原因の一つといたしましては、
この国家地方警察というところの名称
にあると考へるのでございます。即ち
民主主義の発達が非常に遅れまして、
又旧プロシヤ王国におけるところの政
治思想の影響を受けて、国家至上
主義的な觀念というものが、半封建的
な性格を持続して参りました日本の国
民の間になお十分に拭き去られておら
ないときにおきまして、この国家と
いう言葉を使用いたしておりましたこと
によりまして、不当に国家の優越性、
或いは絶対性というやうな、旧來から
の、私たちが明治の時代から、子供の
ときから押しつけられて来た觀念と結

びつくところの傾向が非常に強いとい

うことを我々は平素考へておるのでご
ざいます。元來警察法に言うところの
この国家地方警察と申しまする言葉
は、警察法の制定の基礎をなしました
マッカーサー元帥の書簡によりまして
いうと、その原語はナショナル・ルー
ラル・ポリシー、略称いたしまして
N・R・Pでありまして、これは国家
地方警察と翻譯することなくして全国
村落警察と翻譯すべきものであると私
たちは考へるのでございます。又これ
に對しまして現行法上自治体警察と稱
しておりましたところのもの、略して
M・Pと言われていたものであります
が、これは都市警察という意味でござ
いますから、今申しましたやうな誤解
を招きやすい国家という言葉を避けま
して、そして国家地方警察、国家公
安委員会、国家地方警察隊、国家地方
警察都府県本部というやうな言葉は
これをそれ／＼全国村落警察、全国公
安委員会、全国村落警察隊、全国公
安委員会、都道府県本部等と名称を改めま
して、それと同時に自治体警察の名称は
これを都市警察と改めることといたし
たいと存する次第でございます。

我々修正案の第二点といたしまし

て、警察力の強化ということは警察職
員の資質の向上、裝備の改善を図りま
すと共に警察相互の間の協力応援を
一層緊密にすることによりましてこれ
を期すべきものであると我々は考へる
のであります。ただ徒らに警察職員
の定員を増加いたしますことが直ち
に以てその警備力の増大となるという
やうな考へには直ちに賛成することが
できないのであります。で、このよう
な意味におきまして現段階においては

警察官の徒らなる増員を図ることなく
して、先ず以上申しましたやうな質的
強化と相互間の協力の緊密化というこ
とを圖るべきことを第一にしなければ
ならない段階にあると考へておるので
ございます。このやうな意味におきま
して、現行法上に規定しております
いわゆる国家地方警察の定員をばこの
たび定員外の警察大学校及び管区警察
学校等に在學いたしておられます学生
生徒五千名をそれ以外に増加しようと
いたしますこと、並びに自治体警察の
側におきましては同様に九万五千の定
員以外に自治体の條例を以て隨意にそ
の定員を規定することができるとい
うやうな趣旨の政府提出の改正規定、即
ち政府原案の第十九條、第四十六條第
三項及び附則第八項の改正規定であ
ります。かくのごとき政府の改正規
定は改正の必要がないと考へるもので
ありますから、これを削除すべきもの
であると、このやうに私たちは考へて
おるのであります。

又第三点といたしましては、人口五

千人以上の市街の町村が住民投票によ
りまして警察法を維持しないようにす
るといふことを政府原案は認めており
まして、これをいゆる国家地方警察
にその廃止したところの自治体警
察の警官及び警察力を統合しようとい
うことを考へておるのであります。す
れども、これは最初に申しました現行警
察法の根本精神であります。警察は
飽くまでも地方団体住民の固有の権利
であらなければならぬという立場、
又地方自治における自治精神の暢達、
發展を圖らなければならぬというこ
と、民主警察をば同様の見地に基いて
飽くまでも現段階においては育成して

な意味におきまして現段階においては

育成して

有するものは、住民投票によつて、当該市と地方自治法の規定による組合を組織して共同で警察を維持することができる。

前項の規定により共同で警察を維持することができる町村は、政令を以てこれを告示する。

第一項の住民投票については、第四十條の三(第八項及び第十二項を除く。)の規定を準用する。

第一項の規定により共同で警察を維持することとした町村は、住民投票によつて警察を維持しないこととすることが出来る。この場合には、第四十條の三の規定を準用する。

第六十七條の三申「第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により「警察を維持する町村」に改める。

附則第三項中「第四十條の二」を「第四十條の三」に改める。

以上であります。なおその修正理由の要点を申し上げます。

即ち警察法の一部を改正せんとするその條文であります第四十條第二項の規定によりまして、本来警察を維持することにきまつておる町村以外の町村であつても、その市に隣接しておりまして、地理、交通、通信、経済等に関する諸條件から見まして、その当該市と共通の事情があり、相互に密接な関係のあるものは、国家地方警察から分離して当該市と共同して組合警察を維持することができるようにすること、地方自治の本旨から見ても好ましいことであると考へます。又警察取締及び犯罪の捜査の面においても有利でありまして、警察力の能率化を図

る上において適切であると考へられるのであります。そこで本修正案は右の趣旨に基づきまして第四十條の二の規定を新設し、第四十條第二項の規定により、告示された町村以外の町村でその市に隣接し、公共の秩序の上において当該市と密接な関係を有するものは住民投票によりまして当該市と共同で警察を維持することができることとしたそうとするものであります。この場合におきまして、右に述べますように町村がその隣接する市と共同で警察を維持するに適用する要件を具備しておるかどうかにつきましては、具体的に當つて疑いを生ずる虞れがありますので、かかる要件を具備する町村は政令で具体的に告示することとしたわけでありまして、なお町村が市と共同で警察を維持することとしたしむるには、住民投票に付することが必要であることにしておるのであります。その投票の手續等は第四十條第二項の規定により告示された町村が警察を維持しないこととする場合の住民投票に関する規定をそのまま準用することとしたしむる。但し国家地方警察の責任の轉移の時期は、関係市町村において自由に定めることができることとしたしむる。又町村が市と共同で警察を維持する場合には、すべて地方自治法に定める組合の組織をとることを要することとしたしむる。

最後に一日市と共同で警察を維持することとなつた町村は、住民投票によつて再び警察を維持しないこととすることが出来ることを規定することとしたしむる。以上が大體修正案の概要であります。なお疑義が生じてはいけませんから次に二、三の点を附加したいと思ひます。即ち私が先ほど申し上げましたこの修正案の中にある公共の秩序維持の上において当該市と緊密な関係のある場合といたしましての説明は、警察法第二條の第二項第一号に該当する事項のみでありませぬ、そのほかに、一つ市街形態の連続しておること、又は住宅地帯、学校地帯、工場地帯等としての生活環境が一体となつておることにより密接な関係のある場合、その次第二は、道路、鉄道、軌道、バス等の交通機関の延長状況が一体的脈絡関係を形成しておることにより密接な関係のある場合、第三は、特殊の地形により連繫されておることにより、密接な関係のある場合、第四は、物資の交易その他各種の経済取引に上わちがたい密接な関係のある場合等を考へておる次第であります。もう一点申し上げておきたいことは、修正案第四十條の二、第二項の政令による告示とは、同條第一項の住民投票によつて町村が警察の共同維持をすることの意思を決定する前に行われるのかあとに行われるのかという点であります。法律上はどちらでなければならぬといふ必然の構成はないと考へますけれども、告示以前に住民投票を行なつても、その告示による指定がされない限りは、その町村は結局適法に警察維持をすることができない結果になりま

す。以上述べました趣旨は、緑風会及び民主党の共同提案の條文に對しまする註釈であります。この修正案が突現されることを條件といたしまして、当初申上げました本案に賛成の意を表する次第であります。

○鈴木直人君 私は緑風会といたしまして、只今民主党の岩木委員から提案されました一部修正案の差議者として御説明を申し上げます。

ては、岩木君の御説明で十分でありますので、省略いたします。

次に衆議院から送付されてありますところの政府提出の警察法に関する改正につきましては、先ず第一に賛成の意を表するものであります。

その理由につきましては詳細を述べませんが、要するに現行の警察制度は、御承知の通り数年前前に、片山内閣時代に国会を通過されて制定されたところの民主主義憲法の趣旨に則つた警察の民主化、地方分権化ということを目途として制定されて現在に至つておるのであります。我々もこの部屋で片山総理大臣から、強くこの法案が現代の民主化のための最も必要なものである。従つてできるだけならば一言一句も修正することなくして通して頂きたいという御要望もございました。たほどでございますが、この民主的な警察制度、地方分権化の警察制度につきましては、今もなお我々が強くこれを要望し、育成したいと考へておるものであるということをお申し上げたいと思ひます。而もこの民主化された、地方分権化されたところの警察制度なるものは、極めてスムーズにそのして能率的に運営されることを期待しているわけでございます。

さてここ数年間の民主的な警察制度の運営を体験して我々は參つておるのであります。その間におきまして、国家地方警察方面におきまして、又自治体警察方面におきまして、これを維持するところの地方公共団体自身におきまして、或いは国家地方警察或いは自治体警察間におけるその権限の行使の關係におきましても、世間からいへば、なところの御要

望がございまして、実施して見たところ
が相当の欠陥があることが指摘され
まして、これを警察を運営して行く側
からも、これを受けるところの民衆側
からもこういふふうな修正をしてもら
いたいというふうな陳情なり請願なり
というものがあつた。これを通じまし
てしみんぐと体験をいたしました結
果、請願、陳情その他のものとして取
上げ、或いは言論機関等においてもそ
の都度常に親切に表現されて参つてお
るのであります。今、今回提案されま
したところのこの警察法の内容を見ま
すと、我々は数年間開いておりまし
て相当考へておりました重要なところ
の事項について修正されるような内
容になつていたのであります。従いま
して実は私どももいたしまして、この
法案を見ました際に、成るほど今ま
で国民から陳情や請願が来、又は地方
行政委員会等においてもそれを採択さ
れて、そうして政府に改正を要請した
点が取上げられていたというので、実
はこの点につきましては賛意を表した
わけでございます。その後この委員会
におきまして皆様の執拗なるところの
熱烈なる御研究を通じまして、
教へられる点がございまして、たけれ
ども、要するに現在の段階といたしまし
ては、この程度のもので早く法律化
して、そうして実現化することがやはり
日本の現状から見れば必要なものでは
ないかというふうな考へておりました
わけでございます。又日本全体におきま
す。勿論議和会議後におきましては、
又日本全体におきましよう。併し
ながらこれは一にかかつて私は議和條
件の内容如何によると思ひます。安全
保障の問題、或いは議和條件の内容に

ついて、日本を内外方面から守るとこ
ろの日本の治安維持をどうするかとい
うようなことは、根本的ではないけれ
も、議和後においては議和條件を基礎とし
て国内の治安を考へるべきものである
と考へておりました。従いま
してその際においては、その議和條件
なり、安全保障なり、或いはその他の
諸條件と睨み合せまして、新しい警
察制度、而も民主化され、地方分権化
された制度の改革というものが行わ
るべきであるというのを私は考へてい
るわけでございます。併し現在の段
階においては、この程度のもので成る
べく早く成立せしめることが、国家地
方警察側におきましても、又自治体警
察側におきましても、又国民の側にお
きましても、この不安定な制度のまま
にあるというよりは面白くないことだ
と存じまして、この成立を期待するわ
けでございます。

ただこの成立を期待するにつしまし
ても、私は強く希望する点が二点ある
わけでございます。この法律案は、実は
予算を伴つておらない法律案でありま
す。大体予算を伴つておらない法律案は
予算と共に提出されることが常識であ
ります。従いましてこれを実施する上
におきましては、相当の予算を必要と
する。定員外でありますけれども、
五千人の増員ができる。又十月十日に
なつてみると、今年度の関係はつき
りいたしますけれども、自治体警察か
ら国家警察に移管されるであろうと現
在推定される。そのものは一万余千
人あるというふうなことになる。併し
と、二万余千人の者の新しく国家の
予算というものが必要になつて来ると
思ひます。又この内容におきましてい

わゆる自治体警察官或いは国家地方警
察と自治体警察との間の交易関係が現
定されておりました。そうして国家地
方警察の要求によつて出勤した場合に
おいては、国費を以て費用を負担する
というふうなことがあり、又その交渉
についても国費を交弁するといふよう
なことがあります。そういうふうなも
のを考へますと、相当予算が必要と考
えるのであります。この予算がこれと
同時に提出されなかつたといふことは、
私は非常に遺憾に考へておるのであり
ますが、政府当局の答弁によりま
す。併し、これは必ず次の補正予算
等において提出する。いわゆる必要な
予算は提出するといふようなことを言
明いたしておりましたので、それを信
頼して実は予算のないところのこの法
律案を成るだけ早く確定する必要がある
という観点から賛成をいたしてお
るわけでございます。併し、どうかこれ
に必要なところの経費につきまして
は、十分に政府において検討して、そ
うして次の議会に提出されることを希
望するのであります。第二に強く希望
いたしておきたいのは、この法案の成
立過程において、非公式でありました
けれども、いろいろと事務当局の案で
もあつたと思ひますが、法案の草案を
見せられ、又直接政府当局から法案制
定の過程のいろいろと実情も聞きまし
た。それによりまして、最初
の案にはこの五千人分につきまして
ありましたが、現在の五千人の分にい
たしましては、平衡交付金を流用する
といふふうな法案の中には織り込まれ
るところがその後政府の部内の折衝により

ましてそれがなくなりまして、そうし
てここに提案されているのでありま
す。従つて我々も何回もこの法案の審
議過程において政府当局に質問もいた
し、要望もいたしたのであります。併し
この趣旨に鑑みまして、今度新しく
国家予算を取る場合においては、この
実は五千人じやなくて、自治体から
わける分でございますが、この分につ
きましては自治体自身がその分の警察上
の経費も要らなくなるからして、平衡
交付金を以て流用するといふようなこ
とになつておつたのであります。こ
の点については当初から現在の法律案
に移りました過程を尊重いたしまし
て、新たなところの国の財源を以て
これに当てて貰いたいといふことを強
く要望するのであります。そういたし
ませんといふと、平衡交付金が今でも
不足しているといふことは御承知の通
りでありまして、理論的にはいろいろと
解釈がありまして、併しながら我々
といたしましては、平衡交付金から流
用するといふ当初の案が現実の予算を
組む場合において、再び持ち上るま
じることがないように、持ち上りまし
ても、それは実現しないので新たな国
費を以てこれを計上するといふような
ことにはしてほしくないといふことを強
く要望いたすわけでありまして、
以上二つの希望条件を付しまして原
案に賛成をするものであります。

【小笠原三三男君発言の許可を求
む】
○委員長(岡本愛祐君) 議事進行です
か。
○小笠原三三男君 いや、討論……。
○委員長(岡本愛祐君) 相馬君のほう
が早く御要求があつたのですが。

○小笠原三三男君 御賢明な委員長の
お取計り(笑)質疑ができること
を感謝するものであります。〔簡明、
簡明〕と呼ぶ者あり。簡明にお伺いま
すが、民主党等のほうから出ておしま
すこの修正案の第四十條の二でありま
すが、自治体警察を持つておる市町
村がある中に、特に市の部分にだけ
限つて市の周辺の特殊な地域に自治
体警察を持つて得ない町村との間に組合
警察を持つてお伺いしたいと思ひま
す。原則を先ずお伺いしたいと思ひま
す。

○鈴木直人君 私から……
○小笠原三三男君 賛成者になつた
り、発議者になつたりするののか。
○鈴木直人君 修正案については発議
者で、他の原案についての賛成をした
のです。提案者といはしまして御説明

○委員長(岡本愛祐君) 議事進行です
か。
○小笠原三三男君 いや、討論……。
○委員長(岡本愛祐君) 相馬君のほう
が早く御要求があつたのですが。

○委員長(岡本愛祐君) 議事進行です
か。
○小笠原三三男君 いや、討論……。
○委員長(岡本愛祐君) 相馬君のほう
が早く御要求があつたのですが。

○委員長(岡本愛祐君) 議事進行です
か。
○小笠原三三男君 いや、討論……。
○委員長(岡本愛祐君) 相馬君のほう
が早く御要求があつたのですが。

○委員長(岡本愛祐君) 議事進行です
か。
○小笠原三三男君 いや、討論……。
○委員長(岡本愛祐君) 相馬君のほう
が早く御要求があつたのですが。

を申し上げます。只今の御質問は誠に尤もな御質問でありまして、実は我々は最初市町村というふうな案もできておりましたのを町村をやめまして市と書いたものであります。その理由は今回の政府提案によりましてという、全人口五千人以上の市街の町村即ち警察法によりまして警察を維持し得るところの町村、これを又加えたらという案がございましたが、この分につきましては、政府原案の中に住民投票によりて警察を維持することもできるし、維持しないこともできるというふうなふうになつておりました、そこに相当の自由な意思が加わつておるわけでございます。そこでそういうふうな自由意思のあるところの町村と組合を作るという事になりまして、警察を維持するか維持しないかという事を決定する場合に、非常に迷いが出て来るというふうなことも考えまして、今回は一応そのような町村を除いて、市につきましては、これは住民の意思によつて廃止することはできないのでございますから、そういうふうな市に隣接した場合のみに限定いたしましたというのが、その理由でございます。

○小笠原三男君 ども今の御答弁ではまずその疑義が起るようなあいまいな点があるわけでございますが、先ず余り触れないことにはして、公共の秩序維持の上において、こういう組合警察を持つということが必要であるとお考えになる場合には、町村の自治体警察を持つておるもの周辺においても、公共の秩序維持上、やはり組合警察を持たなければならぬと思われれる地域があるはずであろうと思ひますので、論理的にはこれだけで

は、どうも納得が行かない点があります。財政的に負担の軽い方法で、こういうふうなことがなされるというお考えもあるかと思ひますが、鈴木さんの今お話の理由から申上げまして、自治体警察を持つておる余り必要としなるとされておる町村に連合して、自治体警察を持たせるといふことは、今の理由から言つて矛盾しておる点があるんじやないかと私は考へるのであります。私申上げておきますならば、これは謝罪しますが、と申しますのは、自治体警察を持つたり持たなかつたりすることが自由にできる自治体との組合につきましては、これはいろいろ問題があるからといふくらゐのお考えであるならば、初めから自治体警察を持たないとしておる村が持つておるという事をお認めになるという事は、これはおかしなことではないか、こういう疑問なのであります。

○鈴木直人君 実は自治体同志の組合は自治体警察を維持することができ資格を持つておる。町村同志の組合警察はやれることに現在の警察法ではなつておるわけでありまして、従いましてそれは今回の修正案は触れておりません。いわゆる今度のものは自治体警察を維持する義務を持つておる市と、それから自治体警察を持つことができないようになつておる国家地方警察の区域内の町村との組合せになつておるということをお申上げます。

○小笠原三男君 それでは次に伺ひますが、この改正法の趣旨は、そういう形で組合警察になつた場合に、村自体が警察を維持するための負担というものが、独立したものよりは遙かに小さな負担で済む。大部分は市に負担してもらつたという建前があつてのこういう改正案であるかどうかお伺ひしたい。費用分担についてはどういふお考えをお持ちの上でこういう改正案になつておるかお伺ひします。

○鈴木直人君 その費用分担につきましては、組合警察を維持しようとするところの市及び町村間におけるところの話し合ひできる以外に方法がないと、こういう考え方で、費用分担については法制的には規定をいたさなかつた次第であります。

○小笠原三男君 それからもう一点伺ひますが、そういう点は余り考へなかつたことですか、次の重要な点も考へなかつたのじやないかと思われまますのでお尋ねしますが、自治体警察を政令上維持し得る町村に対しては、その自治体警察にかかわる基準財政需要額といふものは、これを見て平衡交付金において操作するようになつておるのですか、そうでないか、どういふ町村が合併し自治体警察の組合を持つたという場合に、その村の負担分について平衡交付金において基準財政需要額を見てもらひ、国もこれをカバーするといふことを前提としてこの改正法案であるかどうかということをお伺ひしたい。

○鈴木直人君 実はその点につきましては、警察法については、その町村自体は警察を維持することができないという法律になつておるのであります。従いまして原則としましては、警察の維持はできませんが、この改正法に基いて初めて共同で警察を維持する場合にのみその町村は警察を維持する権能を与えられたと、こういうふうに私は

ちを解釈いたしましたわけでありまして、従いまして地方自治法二百八十四條の一部事務組合につきましても、一部事務組合である以上は、警察を維持する権能のあるものとのところがその権能の一部を共同で維持する以外にはできないのじやないかという解釈がございましたが、この点については、単独では警察は維持できませんが、共同で維持する場合には初めてこの改正法によつて一部事務をその町村が持つておるから、そこで一部事務組合はできる。そうしますと、共同で維持するといふ事務がその町村に与えられたことになつておりますから、平衡交付金におきましてもその分のいわゆる配交付分を受け得るところの可能性がございまして、こういうふうな解釈をいたしております。

○小笠原三男君 可能性が出て来るのではなくて、そうなることが当然であるといふことで御主張を願ひたいわけでありまして、次に先ほど岩木さんの御説明では、この政令で定めて、そういう町村を指定する場合の原則条件を列挙されてこの法を解釈しておられるのでありますが、この政令は、政府機関のどこでお定めになるものか、又岩木さんの原則なるものは、そのまま実行に当る場合に動かない、その法にくつついた発議者の解釈として生きて行くのであるか、この点お伺ひをしたいと思います。

○岩木哲夫君 只今小笠原さんの御指摘の点は、警察の組織に關しては国家公安委員会がその組織を立案することになつておりました、総理府がこの告示を政令を出し得ることと指定をいたします。それから第二点の御指摘の点

は、この法案にはくつついてははならないのでありまして、先ほど私が申上げましたような場合に、その市と町村が、組合警察をこしらへようという町村が、片一方は住民投票、片一方はその議会においてそれ／＼協議が進められると同時に、こうした現象が生じた場合に、政府においてこの現象に際して告示がされる、かような場合に考へるわけでありまして。

○小笠原三男君 そうしますならば、實際形式上の手続がどうであるならば、政令で告示することにしたのはどういふ利便があるからか、どういふ利便があるからか、どういふことにしたのか。端的にお伺ひしますが、現実には下で組合せをきめて行く、その可能性のあるものを政府があとで裏付けしてやるという本旨はどこに利便があるといふことでありませうか。

○鈴木直人君 運営上においてはいろいろ、例えば告示ということがあることによつて、厳密にその要件、いわゆる共同で警察を維持し得るところの資格要件をいろいろ厳密に調査することの機会も与えられるということも考へるのであります。法律的には自治体警察を維持するところの町村につきましては、政令で告示するということになつておるから、この町村にのみ告示をしないということも片手落ちといひますか、問題ははつきりいたしませんので、他の自治体警察と同じように政令で告示するといふ措置をとつたわけでございます。

○小笠原三男君 それでは希望するところのそれ／＼が自治体警察を連合して持つておる意思表示があつたあとで、手続上は政令がこれを追つかけて告示をする、こういう場合もある、地

す。この只今議題に供せられておられる政府提出の原案を見ますと、これは国警の捜査権の拡大であり、小自治警察の廃止であり、加えて国警定員の増加等々を骨子としたものでございまして、これが意味するところは、新警察制度が従来のプロシア乃至フランス流の中央集権的警察制度を、米英風の自治警察を主体といたします警察制度に切替えたもの、即ち曾つてマツカリー元帥が或々日本国民に對しまして手紙を以て警告いたしましたところの精神、今再びこれを思い返して読んで見ますならば、マツカリー元帥はこの書簡について、次のように述べているのでございます。過去における国家権力による警察力濫用の根本的是正をこの際なさなければならぬ。この目的を達成するためには、中央集権的統制に不可分に附随する警察国家的可能性は最も注意してこれを避けねばならない。極右たると極左たるとを問わず、反民主的分子が、国民を警察テロの網の中に陥落させるような事態を再び可能ならしめてはならない。以上の根本目的は憲法に感られた地方自治の原則に則つて警察制度を完全に地方分散することによつて最もよく達成することができると指摘しておるのであります。そういったしまして、昭和二十二年十二月十七日法律第九十六号を以て公布されましたところの警察法、この法によりまして、警察の民主化というものは非常に進められたのでありますと共に、この警察法の前文が謳つておられます「国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従ひ、又、地方自治の真義を推進する観点から、国会は、秩序

を維持し、法令の執行を強化し、個人と社会の責任の自覚を通じて人間の尊厳を最高度に確保し、個人の権利と自由を保護するために、国民に属する民主的権威の組織を確立すると警察法の前文が謳つておられておられます。この前文が余すところなく日本の警察制度の根本、いわゆる真義を説明しておられるのであります。その根本精神は飽くまでも警察の民主化と地方自治の真義に則つて、国民に属する民主的権威の組織でなければならぬとし、中央政府から独立したそれ自身の地方警察であらねばならないと規定してありますし、そのことは中央集権的に統制された国家警察網が再び形を変えて現出することを厳に防止せねばならぬということを教訓的に示しておると私は理解するものでございます。こういう意図を以て施行されたところの警察法によつて警察の民主化というものは非常に進み、日本の民主化に當つて相当貢献するところのあつたことは我々それを否むことのできない事実であらうと思つておられますが、ただこの制度の導入に當りまして、やや直訳的に過ぎ、日本の実情を然視したきらいがないではなかつたのでございませぬ。即ち自治警察或いは国警の組織力、争いから来るところの捜査能力の低下、こういうような意味におきまして、今日警察制度が根本的に再検討されねばならぬ段階に至つておられることは私も認めるところでございませぬ。併しながらこの際我々が忘れてはならないことは、警察法の前文に謳われている真精神を飽くまで保持しようとするならば、過去三カ年間に互つたいろいろの自治警察或いは国警の運用上の欠陥

を是正するにとどめる、別な面から言いますならば、自治警察をいよいよ強化せしめるといふ一途を進めることこそが、飽くまでも警察法の真精神に徹するものであらうと思つておられます。ところが今般警察法の前文はそのままといたしまして、政府より我々に示されたような原案が提出されたのであります。これに對しましては我々眺めて、国の治安は飽くまでも国家それ自身がみずからの責任において守らなければならぬ、理の当然であります。警察を最も機能的ならしめるためには、それが勢い中央集権的な形態を進むというところは必然的な運命であります。併しながらさればといつて、我々はくどいようでありませぬけれどもマツカリー元帥のレターによるよりも、誤れる戦争に突入り、日本のもろ／＼の誤れる制度のうちでも、特に軍閥、官僚と並んで、曾て警察国家といわれたその弊害を知る我々は、敗戦というこの大きな教訓の下において、どこまでも警察法の前文が謳つている真精神を確保しなければならぬ、敗戦国民としての必然的な義務であると思ひますときに、能率主義と民主主義は或る点において相剋する必然的な運命を内蔵しておられますけれども、それにかかわらず我々は今般の政府提案の原案に對しまして、残念ながら賛成することが到底不可能なのでございませぬ。

先づ政府原案におきまして、第一に地方自治警察の廃止を謳つておられます。これは一応肯肯肯。即ち下部の声というものが弱小自治警察を廃止せよという論に満ちていたことは我々も肯肯のであります。これは第一の理由といたしまして、財政的欠乏ということが挙げられると思つてございませぬ。従ひましてかなり困難な注文でありますけれども、財政的裏付けをこれに加えることによつて本問題は解決されまするものと共に、住民投票という極めて民主的なる方法をとるのであるから、このことはよろしいという説をなすものがありますけれども、残念ながら日本の民主化の度合いにおきましては、住民投票という極めて形式的に民主的であるというその方法においても、弱小自治警察廃止問題をめぐりまして、住民投票の形というものが、どのような形において現われるかということを考えましたときに、思想的な面からも、且つ又別個の治安の面から、我々は今日警察廃止をめぐつて極めて不十分なる準備の下に住民投票をする姿を思ふときに、一応慄然ならざるを得ない点があると思ひます。これは、不肖相馬一人の懸念にとどまるものではないことを私は確信いたしますのでございませぬ。而もそうすることがよいと申すわけはございませぬけれども、この際我々は民主主義という言葉そのものに迷わされることなく、むしろ法律を以て十万人以下の所はなににせよということをやられることこそが現実的に即してない、かくせよというのではないのであります。政府原案のような形を以て行くならば、そのことに符節を合しておるものがあるとは警告の意味を以て附加せざるを得ないのであります。現在の警察法の根本的な基調となつておられます中央集権から、地方分権への精神、こ

ういうことを考えるときに、我々もたしましては、一面実行不可能のごとき、又一般の声を無視しておるのときと、ときを以つておられますけれども、吉川委員の提案にかかりますところの社会党の修正案は、誠に警察法前文の真精神を活かしたる理想の案なりと自負せざるを得ないのであります。第二には定員の増加の問題であります。原案によりまして、地方自治警察の廃止によりまして、当然それだけ国警の定員も増加いたしますと共に、警察学校及び警察大学に在学する警察官五千人を限り云々といつたしまして、国警が定員の増加を認めておられます。表面見ますところは五千人の増員であるかのごとく見えますが、先ほど鈴木委員も指摘されましたように、弱小自治警察の廃止によつて一万人、且つ又、自治警察側の定員が廃止されたことによりまして、少し大袈裟な話をするならば、今日日本の警察の定員は無制限に拡大される一つの必然的な運命をこの法案は持つておるというところを指摘しなければならぬのであります。我が国は戦時中におきましても警官の数は十万人を超え、歴史的事実を持ちませぬ。それが現在でも自治警察並びに国警合せて十二万五千人、数においては決して少くございませぬ。治安の情勢から見れば云々ということをおきまして、これは先きに警察予備隊も生れておるのであります。従ひましてこれだけの数を保持しておる警察が治安の必要上、なお増員しなければならぬとするところは、法務総裁以下、国警長官以下みずから警察の無能なることを天下に声明することの意味するものでございませぬ。と

のは、町村規模が主でありまして、現在日本の町村数が四島合せまして一万余と存じております。その中には五千人未満の町村が非常に多数であります。これら町の町村の規模を再編成しない限り、恐らく現在の国家地方警察の持つておられるの権力が、その住民の自由な意思によつて自然係並びに経済條件を中心としたところの自治体が作られ、その上に立つところの自治警察制が布かれぬと私は存じております。今回の改正案を中心にして自治警察力の維持に困難を感じておられるようでありましたが、これはその自治体の責任ではなくて、日本の町村の構成の規模が、曾つての明治時代のそのままであるものでありまして、これは法務總裁の責任でもなく、又村民の責任でもないものでありまして、行政事務の再配分と共に、行政規模の再編成が単に自治警察の維持育成という面ばかりでなく、広汎な自治体の育成のために論議、早急に結論を出さなければならぬと考へております。次は現在の警察官の、内務省時代の古い国家集権的な考へを持つておられる警察官の養成には相応の日時を要するのでありまして、これも又大橋法務總裁の責任ではないのであります。それは新たに作られておりますところの警察大学、或いは警察学校のこの教養の質的向上を急速に図りまして、警察法に示される通り、又日本の急速に急がなければならぬ国民の、制度の民主化のために協力し得る、或いはその中核となり得るところの警察官の養成に大努力をしなければならぬと考へております。次は通信或いは鑑識施設その他整備に對する急速なる整備であります。これも現在の警察担当の警察官或いは公安委員会の責任でないものでありまして、挙げて大蔵省の考へ如何によるわけでありまして、我々はどこまでも我々の治安を我々の力によつて維持し、我々の生活の安定が、国家財政の支出が簡単に独占資本の擁護のために向けられるのではなくして、我々国民大衆の生活の維持に向けられる、国家財政支出が急速に変更しない限り、我々の期待するところの警察の民主化、警察制度のスムーズな運営はでき得ないと思つております。更に警察官の五千人の増員であります。更に警察官の国家地方警察の五千人の増員が警察大学校或いは警察学校の教養のために、警察の現場を離れる人のために考へられておりますが、地方自治警察官九万五千人をこの割合で見ますときには一萬五千人の比率の数字が生れて参りますが、これらの自治警察官の協同の力により、或いは国家の協力によつて同じような施設が自治体の協同の力により、或いは国家の協力によつて同じような形で向けらるべき財政的、或いは制度的なものも急速に作られなければならぬと存じております。これらの諸点は、国際情勢の如何にかかわらず、日本の國が単独講和或いは全面講和の如何にかかわらず、早急に実施しなければならぬ点でありまして、現在の政府が講和問題に終始するよりも、この国民の生活を護り、国民の公共の秩序を真に考へるといふ立場に立ちまして、この点に十分な努力を続けられるように希望をいたしまして、前に申上げましたような養成の討論を終ります。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御発言はございませんか。(なし)と呼ぶ者あり。ほかに御発言もございませんやうであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。警察法の一部を改正する法律案について採決いたします。先ず討論中でありました吉川君の修正案を議題に供します。吉川君提出の社会党の修正案に賛成のかたの起立をお願いします。

〔起立者少数〕

○委員長(岡本愛祐君) 少数でございます。よつて吉川君提出の修正案は否決されました。

次に鈴木君及び岩木君の修正案を議題に供します。両君提出の修正案に賛成のかたの起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○委員長(岡本愛祐君) 多数であります。よつて両君提出の修正案は可決されました。

次に只今可決されました岩木、鈴木両君の修正にかかるところを除いて内閣提出にかかるところの修正案を修正する法律案全部を議題に供します。修正部分を除いた原案に賛成のかたの起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○委員長(岡本愛祐君) 多数でございます。よつて警察法の一部を改正する法律案は修正可決されました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。

○吉川末次郎君 我々は遺憾ながら本委員会において我々の案が破れましたけれども、本会議に更に全議員の審議を求めて我々賛成を求めたいと思つておりますから、本会議にこれを持ち込むということについて御承認願つておきたい。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。それでは本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

堀 末治 竹中 七郎
石村 幸作 岩沢 忠恭
高橋進太郎 安井 謙
岩木 哲夫 鈴木 直人
西郷吉之助 石川 清一

○委員長(岡本愛祐君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めます。それでは本日はこれで散會いたします。

午後四時二十一分散會
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君

委員
吉川末次郎君
竹中 七郎君
石村 幸作君
岩沢 忠恭君
高橋進太郎君
安井 謙君
小笠原三三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
鈴木 直人君
岩木 哲夫君
石川 清一君

國務大臣
大橋 武夫君

政府委員
國家地方警察
本部長官 齋藤 昇君
本部長官 加藤 陽三君
本部總務部長 加藤 陽三君
事務局長 福永與一郎君
常任委員会専門員 武井 群嗣君
常任委員会専門員 武井 群嗣君